

個人住民税の現年課税化に関する意見書（案）

物価高騰が続く中、国民の暮らしは厳しさを一層増している。

厚生労働省が公表した毎月勤労統計調査の令和6年10月分結果速報によると、規模5人以上の事業所の現金給与総額は前年同月比で2.6%増加し、所定内給与も2.7%増加するなど31年11か月ぶりの高い伸びとなっている。しかし、令和2年平均を100とした実質賃金指数は82.9となっており、物価高騰には賃金上昇が追い付かない状況にある。

こうしたことから、あらゆる場面で、国民の暮らしを守り抜く施策と負担の軽減が必要である。

現状では、個人住民税は、前年の所得に基づいて算定されるため、解雇、雇止め、仕事の減少等により予期しない収入減に見舞われた場合に、納税者の負担感が重くなり生活がひっ迫する要因となっている。

一方では、毎年1月1日の賦課期日直前の海外転居、外国人労働者の帰国等により、前年に所得がありながら課税できない場合もあり、適正・公平な税負担が実現されていない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、納税者の負担感の軽減及び適正・公正な税負担を実現するため、個人住民税を現年課税化するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月 日

東京都議会議長 宇田川 聡史

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣

} 宛て